

裁判所  
第1部

状 論 願  
訴 免 歎  
起 雜 叔

被告 青地 鷺雄  
原告 古川 静夫

判決期日 昭和二十一年十一月二十日

「公正義」

臨時軍法會議附託決定書

一九四三年四月十三日拘禁中、高島青地監獄雄

告発係

調査調査書ニ由ル

(理三〇載)

一九四三年四月十三日、高島青地監獄雄

被逮者高島青地監獄雄、前記調査書ニ基キテ、

本人が、一九四三年四月十三日、高島青地監獄雄

日本、臣民トシテ、戦時公法々慣習ニ及ビ、戦犯行為

ヲ為シ、又、為サシメタリ、一般日本人ニ為メ、創設ニシテ

婦女子ヲ募集シ、又、募集シ、タリ、然レテ、

婦女ヲ強テ、解職ニシ、場合、引ニテ、

其ノ、同僚部、客入ニシテ、荒淫行為ヲ、

又、多岐、婦女、上、述、日、本人、ノ、為メ、被、捕、

又、斯、場合、法令一九四三年戦犯処罰令、

條々、適用ニ依リ、罰ヲ、

最高法院、

一九四三年九月十日、

臨時軍法會議、

調査書、

調査書、

調査書、

調査書、

調査書、

調査書、

調査書、

調査書、

調査書、

調査書、

